

要 旨

小特集：選挙制度、政治倫理をめぐる動き

【イギリス】 イギリスの2011年議会任期固定法

2011年9月15日、2011年議会任期固定法が制定された。同法は、従前は憲法慣習として議会の解散、下院の総選挙の選挙期日の決定等に関し適用されてきた規範を変更するものである。下院の総選挙の選挙期日を通常5年ごとの所定の日に固定することにより、原則として任期末に定期的な総選挙を行う。なお、下院が定数の3分の2以上の多数で自主解散の決議案を可決したとき又は通常の多数決で政権の不信任の決議案を可決した場合においてその後14日以内に現政権若しくは新政権の信任の決議案を可決しないときに限り、実質的な解散による繰上総選挙を行う。同法の制定により、女王は解散大権を失い、その行使に関し助言をしてきた首相も解散と選挙期日の決定に関する主導権を失った。同法の概要とともに同法が既存の憲法慣習や制定法を整理する意義について触れ、同法の本則の全訳並びにその附則及び関係法律の抄訳を付す。

【フランス】 フランスの選挙制度及び政治家等の資産公開制度の改革

フランスでは、2008年に大規模な憲法改正が行われた。この中で、下院である国民議会の選挙制度に、全世界を11の選挙区に分割して在外フランス人が投票する制度を導入することが定められた。これを受け、2011年4月14日に選挙制度を改正する3つの法律が制定された。改正により、在外フランス人代表の国民議会議員の選挙制度が確立された他に、選挙全般について、被選挙権及び選挙費用に関する改正も行われた。また、政治家等の資産公開制度に関する法律(法律第88-227号)の改正も実施された。本稿では、これらの制度改正の概要を解説し、末尾に選挙法典及び法律第88-227号の改正箇所の翻訳を付す。

【ロシア】 ロシアにおける政党制度及び選挙制度の改革—中央集権化をめぐる—

2000年に成立したプーチン政権は中央集権化を進め、ソ連崩壊後の政治的混乱を収束させるとともに連邦制度の建て直しにも成功した。これに対してメドヴェージェフ政権は、下院選挙における法定得票率の引下げ、政党登録要件の緩和、プーチン政権下で廃止されていた連邦構成主体首長の公選制の復活など、一連の政治改革を実施し、政治活動への規制の部分的な緩和を図ってきた。本稿は、プーチン政権による中央集権化の過程を概観し、メドヴェージェフ政権の政治改革によってどの程度まで政治的規制が緩和されたのか解説する。また、プーチンの大統領復帰を踏まえた上で、今後の情勢についても展望する。

【アメリカ】 アメリカの連邦議会議員のインサイダー取引を禁止するSTOCK法

—政治倫理規定の強化—

連邦議会議員や議会職員等のインサイダー取引を禁止するSTOCK法が、2012年4月に成立した。従来から連邦議会議員もインサイダー取引は禁止されてきたが、摘発された事例はなかった。最近議員の株取引がメディアで話題となったことなどから、改めて明文で禁止された。また、議員等の金融取引に関する報告義務が強化され、資産公開報告書もインターネット上で公開されるなどの改正も行われた。

主要立法（翻訳・解説）

【EU】 EUの実験動物保護指令

欧州連合（EU）は、2010年9月22日、実験動物の保護に関する指令を制定した。これは、1986年制定の現行指令を廃止し、新指令を制定するもので、使用する動物の苦痛を軽減し、動物の数を削減し、動物の使用に代わる手段を選択するという国際的に認知された3Rsの原則に基づいている。動物の使用を伴う実験計画は、新指令の要件を備えた倫理的な評価を受けて認可を得ることが必要となる。絶滅危惧種や霊長類の使用は厳しく制限される。各加盟国は同指令を国内法で制定し、2013年から実施しなければならない。本稿では、実験動物に関する国際的な指針等について紹介し、日本とEUの実験動物に関する制度を概観し、この指令の内容を概説する。指令は、これを訳出して末尾に付す。

【ドイツ】 ドイツの水管理法

ドイツの水管理法は、1957年に制定された水資源全般に関する法律である。同法は、自然生態系の構成要素及び動植物の生息地でもある水域の保護並びに水質保全と、人間による水域利用とを調和させる水域管理を目的とし、水域管理、公共用水の供給、排水処理、汚染物質の規制、ダム建設・護岸工事、洪水対策等を定めている。水管理法は、EU水枠組指令を実施するために2002年に改正された。さらに、2009年には、連邦が競合的立法権限に基づいて水管理法を全面改正したことにより、その内容はますます広範なものとなった。本稿では、水管理法の概要を紹介し、末尾にその抄訳を付す。

【中国】 中国における自然災害救助制度—自然災害救助条例の制定—

中国は、自然災害の多発国であるが、長年、政府による災害救助は不十分で、自然災害の際の救助に関する法令も未整備のままであった。2010年7月8日に公布、同年9月1日に施行された自然災害救助条例は、自然災害救助における各級人民政府の責任を明確化し、被災者の基本的な生活を保障する初めての法規である。本稿では、被災者に対する各種の補助、救援物資の備蓄制度、災害救助における中央政府と地方政府の費用分担等中国の自然災害救助制度の概要、同条例の主な内容等を紹介し、併せて同条例を訳出する。

【オーストラリア】 豪米防衛貿易協力条約—防衛生産の国際相互依存の制度化—

2007年9月5日に調印された豪米防衛貿易協力条約は、オーストラリアと米国の間で特定の防衛装備品の貿易を「認可防衛産官共同体」の中で自由化することを目的としている。事前に保安資格の認可を受けた両国の政府機関と民間企業が防衛産官共同体を形成し、この共同体内で防衛装備品や関連の技術・情報を自由にやり取りして、防衛生産の効率化を目指す。この条約は、従来は国家の枠に縛られがちだった防衛生産の国際相互依存の制度化を図るものである。オーストラリア連邦議会における関係法案の審査の遅れから、条約の発効は早くても2012年末になると予想される。条約締結の背景、オーストラリア連邦議会での審査経緯、そして条約の概要を紹介し、末尾に条約の翻訳を付す。

主要立法（解説）

【韓国】 韓国における外国人政策関連法制

外国人労働者及び国際結婚の増加を背景として、韓国では2000年代に外国人数が急増した。それに伴い、これまで、外国人の地位、処遇等に関する様々な法令が制定され、又は改正されてきた。第18代国会（2008年5月～2012年5月）においても、「国籍法」の改正、「難民法」の制定等が行われている。本稿では、第18代国会までの外国人政策関連法令の制定及び改正の状況を整理し、今後の立法動向を展望する。